

# 買戻抹消登記願の手続き等について

## 【必要書類】

- ①当社の委任状（任意書式可）※参考書式 1
- ②登記原因証明情報（任意書式可）※参考書式 2
- ③登記事項証明書（コピー可）
- ④登記事項証明書と所有者が異なる場合、その事実が分かる書類（遺産分割協議書、売買契約書等の写し）
- ⑤登記事項証明書と住所が異なる場合、住民票（コピー可）

## 【郵送の場合】

- ①ご連絡先が分かるもの

※不備や質問等がある場合にご連絡させていただきます。

例)・ご本人が手続を行う場合、ご連絡してよい電話番号のメモ等。

※日中連絡が取れる番号の記載をお願いいたします。

・司法書士に依頼する場合、担当者の名刺等。

- ②返信用封筒に切手を貼付していただき、同封ください。

## 【手続き】

- ①嘱託登記となります。
- ②登記事項証明書はできる限り新しいものでお願いいたします。
- ③郵送の場合、当社が関係書類を受理した日から、概ね 1 週間程度必要となりますのでご了承ください。
- ④当社の理事長（委任者、義務者）名等につきましては、当社のホームページをご確認いただくか、電話にてお問い合わせください。

# 手続きの流れ

## 1

### 書類を整える

- 当会社の委任状（任意書式可）※参考書式 1
- 登記原因証明情報（任意書式可）※参考書式 2
- 登記事項証明書（コピー可）
- 登記事項証明書と所有者が異なる場合、その事実が分かる書類（遺産分割協議書、売買契約書等の写し）
- 登記事項証明書と住所が異なる場合、住民票（コピー可）



## 2

### 書類を会社に届ける

- 買戻し期間の満期等の確認及び本人確認を行います。
- 登記原因証明情報、委任状に会社が押印してお返しいたします。



## 3

### 法務局に行く

- 手元に戻りました登記原因証明情報、委任状をお持ちになり、法務局にて諸手続きをお願いいたします。（手数料がかかります。）

## 委任状

住所

氏名 ご本人若しくは司法書士

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任する。

## 記

登記の目的 番付記号買戻権抹消

原因 昭和（平成） 年 月 日 買戻期間満了

抹消すべき登記 昭和（平成） 年 月 日 受付第 号

権利者

義務者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

愛知県住宅供給公社

不動産の表示 所在

地番 番

地目 宅地

面積 . m<sup>2</sup>

平成 年 月 日

委任者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

愛知県住宅供給公社

理事長

## 登記原因証明情報

## 1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 番付記 号買戻権抹消
- (2) 登記の原因 昭和(平成) 年 月 日買戻期間満了
- (3) 当事者 権利者 住所  
氏名  
義務者 愛知県住宅供給公社
- (4) 不動産の表示 所在  
地番  
地目  
地積

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 平成 年 月 日、買主 (本人氏名) は、本件不動産の買戻特約付売  
買契約を締結し、愛知県住宅供給公社から (本人氏名) に、平成 年 月  
日受付第 号により所有権移転登記及び買戻特約の登記をした。
- (2) 平成 年 月 日、買戻期間が満了した。
- (3) よって、平成 年 月 日、買戻権は消滅した。

上記のとおり相違ない。

平成 年 月 日

義務者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

愛知県住宅供給公社

理事長